

中国古代の占夢（四）

今 場 正 美

四 占夢書の流伝

まず占夢の迷信があつて、その後に占夢の書が生れるというのが、歴史の流れである。占夢書が現れてからは、占夢者はこれを夢占いの重要な根拠とするようになった。占夢にはそれ自体の特質があることから、占夢書はそれぞれの夢に関する占いのことば（以後、「占辭」と称する〔訳者注〕）を主な内容としている。それらは初めは古代の人々たちの夢の予兆に関するさまざまな考えにもとづいていたが、後になると占夢の必要性に応じて書物の形に整理されたのである。中国には占夢書が多く存在し、絶えることなく広く伝わっている。ただ、占夢者が占夢書を独占したり秘密にしたことや、後にしだいに占夢を信じなくなつてきたことから、それらの多くは失われ、完本として新たに発見された夢書のほかは、書名のみ伝わるか、その佚文や残欠した数篇が伝わるだけである。ただ、不完全な形でしか資料を見ることがはできないが、それでもその特徴や流伝について知る手がかりにはなる。

（一）占夢書の特徴と形式

古代中国の占いにはみなそれを記した書物がある。例えば、亀卜には亀書が、占筮には筮竹の書や易に関する書がある¹。占夢書はふう夢書と略称される。亀書、易書、夢書などの占いの書は、夢を見た者に吉凶を占う方法を示すものである。しかし、それぞれの占いに違いがあるように、それらの書にも特徴がある。最も顕著な特徴は、亀卜や占筮はともに占いの道具を用いるが、占夢はそれ自体が占いの道具であることから道具を必要としないことである。それで、亀書は亀の甲羅に現れた文様をもとに吉凶を判断する方法のほか、甲羅に穴をあけて兆しを知る方法も説明しているし、また、易書には卦による吉凶の判断のほか、筮竹を数えて卦を出す方法も記されている。ところが、夢書は違つている。夢を見る方法は占夢にとつても問題とされ、上古にはかなり重要な問題だったが、春秋時代以降は、夢の内容を問題とするだけで、いかに夢を見たのかという夢を見る方法については問われないようになった。夢を見さえすれば占夢者はこれを占うことができ、夢の内容にもとづいて判断を下す。したがって、夢書もそれ

その夢に関する占辞を主な内容としている。

夢書の編纂形態として一般的なのは、まず簡単な夢理論と短い序文が記され、その後本文が続くというものである。『太平御覽』卷三九七に引く、「夢は象なり」や「夢は告なり」などは簡単な夢理論で、夢の神秘的な本質をいう。また、現存する敦煌遺書『新集周公解梦書』は、初めに序があり、その書の編纂過程を記す。夢理論や序の有無に問わず、本文は皆夢の内容をもとに編成されている。夢は大きく天地人に分類される。天は、天、日、月、星、辰、風、雨、雷、電などに、地は、山、川、水、火、五穀六畜、草木禽獸などに、人は、衣食住、冠婚葬祭、寿命、科挙、財貨などに分類される。そしてそれぞれの夢について個別に吉凶を判断する。したがって、歴代の夢書はさまざまな夢の占辞を分類し編纂したものといえてよい。

占いの書には必ず占辞が記される。それは三つの部分から成る。亀書の占辞は一般に卜辞と呼ばれるが、殷墟の甲骨や関連の記録を調べた結果、主な内容は、（１）兆紋の図形（ひびわれの模様）、（２）兆の意味の解釈、（３）占断の語、である。易の書の占辞は一般に繇辞とか筮辞と呼ばれるが、『周易』を調べた結果、主なものは、（１）卦爻の図形、（２）卦の解釈、（３）占断の語、である。亀卜や易の書と同様、夢書の占辞も以下のような内容になっている。（１）夢のイメージ（夢の内容を表すことば）、（２）夢の解釈、（３）占断の語。しかし、占夢自体に特徴があるように、夢書の占辞にも特徴がある。

夢のイメージとは、夢の内容を表すことばのことである。亀卜の兆紋は、図画でありかつ文字である。易の卦の形は、文字では表現し

くいが、図示すれば一目瞭然である。夢のイメージは複雑で変化に富んでいるため、文字でしか表せない。その形式は、「夢に〳〵を見る」、「夢に〳〵を得たり」などが一般的である。初期の夢書は、「夢に印鈎を見る」、「夢に珠珥を見る」、「夢に灶を見る」、「夢に香物を見る」など、夢の内容を簡単に記すだけである。後になると、夢書はやや複雑になり、夢の内容を記すほかに、その状況についての説明が付されるようになる。例えば、夢に「天」を見れば、それは人が天に上るか天が裂け落ちること、また、夢に「日」を見たら、日が昇るか沈むこととされ、その吉凶にも大きな違いがある。

夢に天上より人の下り来る有るを見れば、大吉なり。

夢に天に上る者を見れば、大吉にして、貴子を生む。

夢に炎天を見れば、必ず国兵を為す。

夢に天の音（陰）雨を見れば、身に患〔有〕り。^②

夢解釈のことばは、夢の内容を解きその意味を説明するものである。易の書では、卦を解くことばは、それが象徴するものによって卦を解く（「乾は天を為す」、「坤は地を為す」など^①）もの、類似の故事によって卦を解く（「羊を易に喪ふ」、「帝乙妹を帰がしむ」など^②）もの、人事にもとづく分析によって卦を解く（「君子は終日乾乾として、夕べに惕若たり」など^③）ものがある。卦の形から解釈することが難しいので、それを一種の符号として他の意味に置き換えて解釈するもので、これら三つの方法は「転釈」に属する。夢の内容はこれとは異なる。夢には天地自然の現象が現れることが多いが、夢を見た者との関連で言えば、あらゆる夢はすべて夢を見た者（夢者）が中心になっている。

よって、夢書の夢解きのことばには、「転釈」もあれば、「直解」や「反説」などを用いたものもある。このことについては、すでに前章で詳しく述べた。

その他、易の書では卦の解釈のことばが、卦の形のすぐ後にある。夢書では夢解きのことばは、夢の内容の説明のすぐ後かその前にある。後者は主に漢代や唐代の夢書に見られる特殊な例である。

地の陰を為すは、下冥冥たればなり。夢に地を見れば、身は安寧なり。

城の人君を為すは、一梟の尊なればなり。夢に城を見る者は、人君を見るなり。

履ほの子を為すは、体の永きに属すればなり。もし夢に履ほを得たれば、必ず子息有るなり。⁽³⁾

蟣きしつの憂うれひを為すは、人の身を噛かめばなり。夢に蟣きしつを見れば、而して憂うれひの至る有るなり。⁽⁴⁾

以上の四例はどれも夢解きの語が前にあり、夢の内容の説明がその後にある。まるで、夢解きの語が占夢の大前提、夢の内容の説明は小前提で、占いの結果がその結論のようだ。

特殊な例は他にもある。夢書には夢解きの語はしばしば省略される。唐宋以降の夢書は大抵そうである。

夢に地の劈きくを見れば、母の損するを憂ふ。

夢に山に上るを見れば、求むる所皆得。

夢に日の初めて出づるを見れば、名位升る。

夢に北斗（星）を見れば、憂うれひ有あり。⁽⁵⁾

夢書に夢解きの語が記されないので、占夢者は自由にこじつけられる。現存の『周易』の六十四卦を見れば、どの卦や爻にも解釈がないものはない。それはおそらく、夢自体に生き生きとした具体的なイメージがあって、そのイメージがその意味を「反映」しているからだろう。卦や爻の形は抽象的な符号であって、それを何かに置き換えなければどんな意味かを説明することはできない。

占断の語とは、最終的な吉凶の判断を示す語である。これは占辞の中で最も重要である。最終的な判断は夢の内容を分析し解釈した後、下されるから、そのことばは大抵占辞の最後に置かれる。また、夢の吉凶はその予兆する人事について言うものだから、占断の語もその内容によってさまざまな形式を取るようになる。

その一。夢の吉凶を直接的に判断する方法。吉凶の内容については具体的に説明しない。

夢に牀坐せうざに上るを見れば、吉なり。

夢に裸（保）身にして衣な无なきを見れば、大吉なり。

夢に薦（草蓆）に坐して門を出づるを見れば、凶なり。

夢に屋中の牛馬を見れば、凶なり。⁽⁶⁾⁽⁴⁾

夢を見た者が後によい事に遇えば、その内容の如何に関わらず、前半の二つの占いは当たったことになる。また、夢を見た者が後によくない事に遇えば、その内容の如何に関わらず、後半の二つの占いは当たったことになる。占夢者にすれば、この種の占いは融通がきいてやりやすい。

その二。夢の吉凶を直接的に判断せず、人事に関する予兆だけを説

明する方法。

夢に車に乗りて城に上るを見れば、富貴となる。⁷

夢に先祖の市に入るを見れば、貴子を生む。⁸

夢に羊に騎るを見れば、好き婦を得。⁹

夢に驢に乗るを見れば、人に誤らる。¹⁰

「富貴となる」、「貴子を生む」、「好き婦を得る」、「人に誤らる」とは、

吉凶判断には見えないが、人事の中に吉凶が込められている。初めの三例は吉、残りの一例が凶であることは明らかである。占いの内容は具体的であるが、占夢者にとっては拘束がはたらくこともある。

その三。吉凶を直接的に判断し、かつ、吉凶の内容を具体的に説明する方法。

夢に地を買ふを見れば、大吉にして、富貴となる。¹¹

夢に天に上る者を見れば、大吉にして、貴子を生む。¹²

夢に虎の逐ふ所となるを見れば、必ず疾病ありて、凶なり。¹³

夢に屋の漏るるを見れば、(兵)敗れ、(人)死に、官事凶なり。¹⁴

これらは吉凶を占った後に具体的な内容を説明している。現実の出来事とそれほど大きな違いがなければ、夢を見た者は占いが当たったと思うだろう。

その四。吉凶に条件を付加する方法。ある時は吉、ある時は凶というように。

夢に鏡に照らすを見て、明なれば吉、暗なれば凶なり。¹⁵

夢に棺塚を見て、明なれば吉、暗なれば凶なり。¹⁶

夢に雨の落つるを見て、春夏なれば吉、秋冬なれば凶なり。¹⁷

夢に、小虫を見れば吉、大虫なれば凶なり。¹⁸

同じ夢でも、明暗、春秋、大小などによって、吉凶の判断を区別している。このような占いの方法は占夢者がこじつけるのに都合がいい。後に占いとは違う結果になっても、占夢者はこう言うだろう、「あなた、明暗、春秋、大小などの条件を間違えたのではないですか」と。歴代の夢書を通覧すれば、漢や唐の時代の夢書の佚文はその二の形式を取るものが多く、敦煌遺書の夢書の残篇はその一、二、三の形式を取るものが多いことが分かる。このことから、占夢者が融通性をもたせようとして、夢書の形式を書きかえたと推測される。

(二) 占夢書の材料と由来

占夢書の材料とは、さまざまな夢に関する占辞である。占夢書の由来について述べる前に、まずその占辞の由来について言う必要がある。占夢の歴史において、占夢書が現れる以前には、夢の占辞は口頭で語られ伝えられていた。多くの少数民族には文字もなく夢書もないと思われていたが、彼らは早くから夢を占っていて、その占辞が存在する。そうした占辞は、かつて夢占いがその数の多さと判断の困難さゆえに、人々の心に深い印象を与え、かつ、それによって代々広く伝えられていったのである。年長の者ならある程度知っているだろうし、神職を司る者ならより詳しいだろう。これら文字のない時代のことからこそが、後に現れる占夢書の最初の材料となったのである。

さまざまな夢の占辞の段階から占夢書が形成されるまでの段階に移るのに、必須の条件として文字の存在があった。けれども、文字をも

つことで、自然に夢書ができたというわけではない。歴史の流れの中で積み重ねられた材料を記録し整理しようとする者が現れるには、占夢というものが社会の中で重要な地位を占め、国や神官によって重視されていなければならない。殷の卜辞はその多くが殷王の占夢の記録である。これらの記録から、当時占いが当たったのかどうか分るし、同じ夢に関する占いにとっても参考になる。『周礼』によれば、周王には専門の占夢官がいたから、ふだんから占夢を記録していたと思われる。こうした記録は当時であっても、また後代においても重要である。易書の占辞（卦辞と爻辞）は、歴代の易に関する記録から選択されたものである。夢書の占辞もおそらくこうした成立事情をもっているように。

夢書の材料が、古代の人々の口承による夢の占辞、あるいは神官によって選ばれた占夢の記録であったということは、すなわち、最初に歴史上に現れた夢書が個人の創作ではなかったことを示している。個人としての役割は、材料を集め、文字を改めたり、編纂したりするぐらいであった。後代の夢書には署名されているものがほとんどだが、実際には、前代の夢書を補充したり改定したものである。現存する多くの夢書の残巻を見れば、占辞がほとんど同じであることに気づくだろう。ただ、道教が現れてからは、夢書の中に道教に関する内容が加えられ、また、仏教が伝えられてからは、仏教の内容が加えられた。『尚書』多士の記載によれば、「惟だ殷のとき先人に冊有り典有り」とある。さらに、殷の卜辞に見られる占夢の記録によれば、殷の時に既に占夢書を編纂する条件がそろっていたことが分かる。文献上の記

録や考古学的資料など、この方面の事情を知ることがかりは今のところまだない。

周代には太卜が「三夢の法」を掌っていたが、これには文字による記録が不可欠のように思われる。また、周代には占夢官が存在していた、その判断には占夢書の存在が不可欠であったことだろう。「三夢の法」は夏殷周三代の夢書という説がある⁽¹⁹⁾。夏の時代に夢書があったかどうかは判断し難い。殷周時代に既に夢書があったという推測は可能のようだが、考古学上の発見がない限り判断できない。

中国の古代に占夢書が確かに存在したことを示す記載としては、春秋時代がその上限となる。『晏子春秋』内篇雜下に、晏子が占夢者に齊の景公のために夢を占うように請うと、占夢者は、「具（其）の書を反せんことを請う」と言った。考証によれば、「反」は「翻」と読み、「具」は「其」の誤りであろう。よって、「請反具書」は「請翻其書（其の書を翻せんことを請う）」とすべきで、その書とは占夢書のことである⁽²⁰⁾。

戦国時代にはおそらく多くの夢書が存在したことだろう。西晋の太康年間、今の河南省汲県にある戦国時代の魏の襄王の墓から多くの竹簡が発掘された。これを歴史上、「汲冢竹書」という。その中に『瑣語』十一篇があり、それを自ら調べた束皙が、「諸国の卜夢、妖、怪、相の書なり」と言っている⁽²¹⁾。自ら調べた束皙の口からでたことばゆえ、信頼に値する。

（三）占夢書の流伝

中国古代には多くの占夢書があった。後漢の班固の『漢書』芸文志をはじめ、歴代の史志の目録には「数術類」や「五行類」などに占夢書が記載されている。これらの書のほとんどは書名だけで本文が現存しないが、書目からその大まかな内容を推し測ることができる。

『漢書』芸文志に、漢代流行の夢書が二冊著録されている。

①『黄帝長柳占夢』十一卷。『黄帝』に偽託されていることは明らかである。戦国時代および秦漢の間の学者たちの多くは、説を立て書を著わすのに、古代にかこつける習慣があり、「世俗の人、多く古を尊びて今を賤しむ。故に道を為す者は、必ず之を神農黄帝に託し、而る後に説に入る」（『淮南子』修務訓）のであった。作者はその書を神聖化しようとして、黄帝の名にかこつけたのである。ただ、それは既に秦漢以前から流行していて、上古の占夢に関する内容が記されていたと考えられる。この書は漢代以降は亡失してしまい、今は佚文が二条残されているだけである。

皇甫謐『帝王世紀』に、次のような記述がある。

黄帝、大風吹きて天下の塵垢皆去るを夢み、又、人の千鈞の弩を執り羊万群を驅るを夢む。帝寤めて欺じて曰く、「風は号令たり、政を執る者なり。垢、土を去れば、后在るなり。天下それ姓は風、名は后なる者有らんか。それ 千鈞の弩は、力を異にする者なり。羊数万群を驅るは、能く民を牧して善を為す者なり。天下それ姓は力、名は牧なる者有らんか」と。是に於て、二占に依りて之を求め、風后を海隅に得、登して以て相と為す。力牧を大沢に得、

進めて以て將と為す。黄帝因りて『占夢経』十一卷を著す²²⁾。

清の姚振宗は、「此れ必ず是れ本書の序文、皇甫氏抛りて以て之を録す」と言っている²³⁾。また、唐代の『法苑珠林』に引く劉向の『孝子伝』に、

舜の父夜に臥し、夢に一鳳凰を見るに、自ら名づけて雞と為し、口に米を銜みて以て己に哺ませ、雞は子孫たりと言ふ。之を視れば、是れ鳳凰なり。『黄帝夢書』に之を言ひ、此の子孫に当に貴き者有るべしと²⁴⁾。

とあるが、劉向が言う『黄帝夢書』とはおそらくこの夢書（『占夢経』のこと。「訳者注」）であろう。伝説の中の黄帝は舜より前の人だから、この記載からこの夢書が偽託であることが証明された。

ここに挙げた二つの記事には、夢に関して相当詳しく記載するものの、占辭にはまだ一定の形式が見られない。

②『甘徳長柳占夢』二十卷。甘徳は戦国中期の占星家でありまた天文学者でもある。『史記』天官書に、「昔の天教を伝ふる者、（中略）斉に在りては、甘公なり」とあり、徐広は、「或もの曰く、甘公、名は徳と」と言っている。『周礼』の占夢の法は、主に占星術によって夢を占うものである。甘徳はおそらく占星術と占夢の両方に優れたたのであろう。この書は『隋志』には見られず、具体的な内容を知ることができない。

以上の二書の題目にはどれも「長柳」の二字がある。「長柳」は人名ではなく、占術の一つである。姚振宗が引く庾信の「齐王憲碑文」（周上柱国齐王憲神道碑）に、「飛風長柳、月角星眉、吟誦心に在り、撰

成手に於てせざるはなし」とあり、北朝の後周の時にはまだこの術が存在し、その後に伝わらなくなったと思われる。明の『夢占逸旨』長柳篇に、「長柳の演は、これを芸牒に載すれども、其の詳らかなることは聞くを得べからざるのみ」とある。

『隋書』経籍志によれば、魏晉以後に流行した夢書は全部で八種類(③)と(⑩〔訳者注〕)ある。

③『占夢書』三卷、京房撰。京房は前漢の儒者で今文学派である。『易』を孟喜の門人の焦延寿に学び、「通変」によって『易』を説き、好んで五行災異説を唱えた。ただ、この書は『漢書』に著録されない。おそらく、京房の在世時には秘して伝わらず、死後によりやく世人の知るところとなり、漢魏になつてはじめて流行したのだろう。京房の思想的傾向から見れば、五行に関する内容が多く記載されていたと考えられる。明の焦竑撰『国史経籍志』に見えるが、後に失われた。

④『占夢書』一卷、崔元撰。作者およびその内容は不詳。『国史経籍志』に見えるが、後に失われた。

⑤『竭伽仙人占夢書』一卷。竭伽仙人とはおそらくインドの高僧の名であろう。『隋志』天文志中に、『天文説』三十卷、『婆羅門天文』一卷があり、婆羅門竭伽仙人の撰とある。婆羅門は古のインドのこと。

後漢の末年、中国では仏や高僧を「仙人」と称した。このことから、漢魏の間にインドから伝わった仏教関係の占夢書と思われる。『国史経籍志』に見えるが、後に失われた。

⑥『占夢書』一卷、周宣等撰。周宣は魏晉時代の著名な占夢家である。新旧『唐志』に、二巻本と三巻本とが著録されている。新『唐志』

の三巻本には「周宣等撰」とある。『宋志』には三巻本だけで、撰者に「等」一字を欠く。周宣には歴史的な影響力があったためか、唐宋の類書や明人の著作に多くの佚文が残っている。『初学記』卷三十、『白孔六帖』卷九四、『太平御覽』卷九二四には、ともに『周宣夢書』が引かれている。

鸚鵡は亡人の居宅を為すなり。夢に鸚鵡を見るは、亡人を憂ふるなり。其の堂上に在るは、豪賢を憂ふるなり。

明の『夢占逸旨』卷七、八に五条を引く。

『周宣夢書』に曰く、「雞は武吏たり、冠距有ればなり。夢に雄雞を見れば、則ち武吏を憂ふるなり」と。(鳳鳥篇)

『周宣夢書』に曰く、「松は人君たり。夢に松を見る者は、人君を見るなり」と。(草木篇)

又曰く、「榆は人君の徳の至仁たるなり。夢に榆葉を採るは、賜恩を受くるなり。夢に榆樹に居るは、貴官を得るなり」と。(同前)

又曰く、「楊は使者たり。夢に楊を持するは、使命を奉ずるなり」と。(同前)

又曰く、「禾稼は財たり、田の出す所なり。夢に禾稼を見るは、財氣の生ずるを言ふなり」と。(同前)

以上の五条はそれぞれ『藝文類聚』卷九一、八八、八八、八九、八五に見える。この書は『国史経籍志』に見え、今も残巻が存在する。

⑦『夢書』十卷。佚名。隋以降に著録が見えず。近年、『敦煌遺書』中に一卷あるはこの書か。

⑧『新撰占夢書』十七卷、並びに目錄。佚名。或は「疑ふらくは隋

煬帝の勅撰する所ならん」。⑦の『夢書』十巻をもとに諸家の夢書を集めたもの。唐以後に著録なし。

⑨『解梦書』二巻。佚名。隋以後に著録なし。近年、『敦煌遺書』中に残巻あり。

⑩『雜占夢書』一巻。佚名。以後、著録されず。

新旧『唐書』と『宋史』の経籍志や芸文志によれば、隋唐以降に流行了した夢書は全部で七種類（⑪～⑰〔訳者注〕）ある。

⑪『夢書』四巻、盧重玄撰。盧重玄は唐代の理論派の道教徒で、『莊子解』などの書がある。これは道教の書あるいは道教的傾向をもつ夢書といつてよい。『国史経籍志』に見えるが、後に失われた。

⑫『夢雋』、柳燦編。柳燦、字は昭之。唐末昭宗の時の宰相である。敵密に言え、この書は占夢書ではなく、夢を記した書にすぎない。正史や野史の中から説話を集め、夢魂の迷信を広めようとしたものである。この書は今では伝わらない。宋の『太平広記』や明の『夢占逸旨』などに引用されている。清の馬国翰『玉函山房輯佚書』には五条収録されている。その中のいくつかを挙げる。⁸⁾

虞翻、『易』に注し、上奏して曰く、「臣の郡吏陳桃夢むるに、臣と道士と相遇ひ、散髮麤裘して、易の六爻を付し、其の三を焼き、以て臣に飲ましむ。臣、尽く之を呑まんことを乞ふ。道士言ふ、『易は天上に在り、三爻にて足る』と。」

商仲堪、丹徒に在りしとき、一人を夢みて曰く、「君に濟物の心有り。それ能く我を移して高燥の処に在らしむれば、則ち恩は枯骨に極まらん」と。明日、果して一棺の水を逐ふ有り。仲堪、

取りて之を高岡に葬り酌酒す。其の夕べ夢に其の人の来たりて拝謝するを夢む。

後魏の閻英、肥城令たりしとき、日を夢み、居る所の黄山の水中に墮ち、村人、牛車を以て輓き致すも出でず、英、抱戴して歸る。後に散騎常侍に至る。

⑬『周公解梦書』三巻。「周公」は周初の姫旦に偽託したもの。宋以後に著録されず、『敦煌遺書』中に残巻がある。

⑭『占夢書』十巻、王升縮撰。作者の生涯については不詳。この書は、『隋書』所載の『夢書』十巻を、後に王升縮が整理したものか。宋以後は著録されず。

⑮『校定夢書』四巻、陳襄校定。作者の生涯は不詳。この書は、『唐志』所載の周宜等撰三巻本『夢書』を、後に陳襄が校定し補充したものか。宋以後失われた。

⑯『神积応夢録』、僧紹端撰。作者の生涯は不詳。ただ、その身分や書名から、仏教関係の夢兆の応驗の記事を集録したものと思われ、明の『国史経籍志』には『解梦録』一巻とあるが、明以後失われた。

⑰『夢応録』、詹省遠撰。作者の生涯は不詳。その書名から、占夢書ではなく、夢兆の応驗の記事を集録したものと思われる。宋以後失われた。

明の焦竑『国史経籍志』、『明史』芸文志、清の『四庫総目提要』の存目の著録によれば、明代に発見された夢書は全部で五種類（⑱～㉑〔訳者注〕）ある。

⑱『夢占逸旨』八巻、陳士元撰。陳士元、字は心叔。嘉靖甲辰の進

士で、官は灤州の長官に至り、『易象鉤解』、『五経異文』、『論語類考』などの著がある。『逸旨』という書名がつけられているが、占夢のこゝとばや占夢の方法についての記載はない。内篇の二巻は占夢の理論、外篇の六巻は夢の予言で、古代からの夢に関する記事を多く集める。今、『帰雲別集』、『芸海珠塵』、『叢書集成』初編哲学類に収録されている。

⑲『古今応夢異夢全書』四巻、張幹山撰。作者の生涯は不詳。書名から、『夢占逸旨』の外篇と類似の内容と思われる。清代には既に失われていた。

⑳『紀夢要覽』三巻、童軒撰。童軒、字は士昂、景泰辛未の進士で、官は吏部尚書に至る。夢論一卷、歴代紀夢事実二巻よりなる。巻末に禳夢符と占夢法がある。『四庫提要』は、童軒が記した占夢法は「鄙俚荒唐」で、「周秦占夢の古法に非ず」、「村の巫瞽の説を摭ひひて以て之に当つ」としている。『四庫』には存目があるだけで、既に亡失している。

㉑『夢占類考』十二巻、張鳳翼撰。張鳳翼、字は伯起、嘉靖甲子の挙人。その書は、「六経子史及び稗官は野乘に言ふ所の夢兆の事を編取」したもので、三十四に分類されている。原文の後に後人の論を略記し、私見を加えている。『四庫提要』は、『夢占』という書名にも関わらず、占夢の法則については、「茫乎として未だ其の術を得ず」とする。『四庫』には存目のみあり、既に亡失している。

㉒『夢林元解』三十四巻、陳士元撰、何棟如輯。陳士元は『夢占逸旨』の著者。何棟如、字は無極、万曆戊戌の進士で、官は太僕寺少卿に至

り、『明祖四大法』などの著がある。この書は夢占二十六巻、夢禳二巻、夢原一卷、夢微五巻よりなる。宋の景裕年間の『円夢秘策』と晋の葛洪の書を原本とし、宋の邵雍が輯録したと、陳士元自ら言う。ただ、『四庫提要』はその説は根拠に乏しく（「其言無可証拠」）、おそらく「術家の依託（偽託）の文」だろうと言う。『四庫』には存目のみあり、既に亡失している。

『清史稿』芸文志によれば、清代には新しい占夢の書は現れず、王照円と洪頤煊の編纂した二種類の輯本があるだけで、集められた夢書の佚文の内容はほぼ同じである。

以上、史志の目録により、中国の歴史上に存在した夢書は全部で二十二種類あることが分かった。その中で、純粹に夢占いの書あるいは夢解きの書といえるのは十四種類である。

（四）現存の占夢書

中国古代の占夢書の多くは今は既に伝わらない。清の王照円と洪頤煊も唐宋の類書中より夢書の佚文を収集したにすぎない。ただ、王、洪両氏は博学とはいえず、『説郛』や『五朝小説大観』所存の夢書の残篇までは注意が及ばなかったから、『敦煌遺書』やそこに残る多くの夢書の抄本については言うに及ばない。実際、現代の敦煌学の専門家も多くの夢書の抄本の存在を知りながら、それらを真剣に整理し研究しようとはしなかった。

我々が考証した現存の夢書の残巻および完本は全部で六種類ある。

①周宣『占夢書』残巻

周宣『占夢書』は早く『隋書』経籍志に著録されているが、明以後に亡失した。『五朝小説大観』所収の『夢書』一卷は、明の陶珽が補輯した『說郛』巻一〇九より選んだもので、二十六条の占辞には何の脈絡もなく作者名も記されていない。ただ、時代ごとに配列して「魏」と明示し、これが周宣の時代と一致することから、周宣の『占夢書』の残巻と思われる。

唐宋の類書や明の『夢占逸旨』によれば、現在までに引用された『周宣夢書』の佚文は全部で五条ある（既に前節で引用）。その中で「夢に榆葉を採る」と「夢に松を見る者」の二条は、『五朝小説大観』夢書篇にも見える。夢書篇のこれ以外の条も、占辞の形式は『周宣夢書』の五条の佚文と同じである。

鶉鷄は闘を為し、相見て怒るなり。夢に鶉鷄を見れば、闘を憂ふるなり。

李は獄官たり。夢に李を見る者は、獄官を憂ふるなり。

この形式の特徴は、まず夢の解釈のことばがあり、次に夢をシンボライズすることばが続き、最後に夢解きの結果を示す。全体的に長めの占辞になっている。ここに、周宣の『夢書』と後世の夢書との相違がある。もちろん、残巻中の占辞には短めのものや解釈のないものもある。例えば、「牀の壊るる所を夢むる者は、妻を憂ふるを為すなり」、「夢に鑲盾を得たるものは、相負くを憂ふるなり」など。後世の夢書の占辞は、まさにこの形式が変化したものである。

②『夢書』残巻

『夢書』は早く『隋書』経籍志に著録されているが、新旧『唐志』

には既に見られない。『敦煌遺書』の伯3105が『夢書』の残巻である。

伯3105は二つの部分に分かれる。前半部分は欠損がありタイトルがなく、後半部分は『別夢書』一卷というタイトルが付けられている⁽¹⁰⁾。ただ、原文を仔細に読むと、実際は同一書の異なる二つの部分であった。後半部分には十五条の占辞があり、「天部第一」の細目に分類されている。また、前半部分には三十四条あり、その中間に「日月部第三」の細目がある。「天部第一」と「日月部第三」の間には「地部第二」があったはずで、「日月部第三」の前にある十一条の占辞は皆「地」をイメージする夢に関するものである。「夢に地の動くを見れば、遷移有らしむ」、「夢に身の地に落つるを見れば、官位を失ふ」、「夢に地を買ふを見れば、大吉にして富貴たり」など。おそらく、『敦煌遺書』の編者は前後の部分を逆に編成したのであろう。

『別夢書』も書名とは言い難い。筆写した者が、原書の名を知らず、また、その内容や形式が他の夢書と異なっていたことから、仮にこう名づけたものであろう。『敦煌遺書』中の夢書の抄本のうち、「部」によって編成されているのはこの書だけである。

歴代の占夢書のうちで『夢書』という名がつけられたものに、唐の盧重玄の『夢書』がある。盧重玄は道教と関わりがあり、それで伯3105も道教を宣揚する内容になっている。例えば、「夢に浮屠に雨ふるを見れば、求むる所成らず」で、雨が降って仏像をぬらす夢は不吉であるとされたが、仏菩薩のために寺院を建てるといふ民衆の目的は、南北朝時代に仏教寺院が盛んに建立されたことと符合している。

それで、この書が『隋書』に見える『夢書』の残巻で、伯3105がこれを『夢書』と題したのであろう。

③ 『解梦書』 残巻

『解梦書』も『隋書』経籍志に著録されながら、新旧『唐志』には見えない。『敦煌遺書』の伯2829と斯2222(2)は『解梦書』の残巻である。

伯2829は『解梦書』と題し、斯2222(2)は『解梦書一卷』と題している¹¹⁾。伯2829には四十条の占辞があり、不鮮明な字も散見する。斯2222(2)には五十条の占辞があり、字は概ね識別可能である。伯斯の各巻は、占辞の文字、内容、配列などほぼ同じである。文字の異同は、筆写した時の誤りか修正によるものだろう。斯2222(2)には、「人間事章」という細目があり、齒、髪、木の櫛、靴、食物、兄弟、父母などの夢が記される。このことから、前半部分に「天事」、「地事」か「天地事章」という細目があったと思われる。内容上、前半部分の十九条の占辞のうち、八条は天の夢、十一条は地の夢で、日月、星辰、山川などの夢が見える。

注目すべきは、「夢に僧尼を見れば、作す所成らず」という占辞で、反仏教的な内容になっていて、伯3105の『夢書』残巻と異なることである。

④ 『周公解梦書』 残巻

『周公解梦書』は早く『宋史』芸文志に著録され、もと三巻あったが、元以後に失われた。『敦煌遺書』の伯3281、伯3685、斯2222(1)はこの書の残巻である。

伯3281は『周公解梦書』一卷と題されている。序はかなり整っていて、文字もほぼ識別可能である。注目すべきは、『周公』と題されているが、序には周公がいかに夢を論じ、夢を占ったかについて述べておらず、「堯、夢に身上に毛を生ずるを見、六十日して天子を得たり」に始まり、舜、湯、文、武、漢高祖、光武帝、孝武帝などが見た夢とその後天子となる記事を列ね、最後に「呉武列(烈) 皇の母、腸の呉の昌門に繞るを夢みて、武烈王(皇) 帝を生む」で締めくくる。よって、『周公』は偽託ということが分かる。千年後の東呉の武烈皇帝孫堅のことなど周公が知ろうはずもないからである。『周公』は周宣のことではないかという者もいるが、それはありえない。歴史¹²⁾上、周宣を『周公』と尊称したことはないし、また、周宣は三国魏の人であるから、歴代の帝王の夢を挙げながら、呉の武烈帝孫堅だけを挙げて、魏の武帝曹操を挙げないはずはない。序の記載が三国の孫堅までで、隋唐の帝王について言及しないのは、この書の底本が『隋志』著録の三国時代の夢書で、後に新たに書名をつけ、その内容を増益したものであると思われる。それで『宋志』に著録されているのである。原作者は三国東呉の人で、『呉志』趙達伝の注に「宋寿の可能性が高い」。

『周公解梦書』は章ごとに編成し、細目には、「天事章第一」、「地理章第二」、「雜事章第三」などがある。ただ、伯3281第六章はすでに欠損して不完全で、第七章は項目があるだけで本文がない。斯2222(1)は序に欠損があるが、本文は「天事章第一」から「言語章第十七」まで完全な形で残っている。ただ、後半部分は完全とは言えない。伯3685にはわずかに「舎宅章第八」から「林木章第

十二」までの占辞が部分的に残っているだけである。

『周公解梦書』の占辞は簡潔で、夢の解釈がない。また、『夢書』の残巻と交錯する占辞もある。その内容にはきわだった特徴がある。それは、官を憂えたり、病気を憂えたりする夢が多いことである。例えば、「夢に堂中の地の陥つるを見れば、官を憂ふ」、「夢に天上の黒気の地に下るるを見れば、行（疫）病あり」、「夢に羅紉がを見れば、官事を憂ふ」、「夢に大いに酔ふを見れば、病を憂ふ」、「夢に草を抜くを見れば、官事を憂ふ」、「夢に桑木の堂上に在るを見れば、官事を憂ふ」、「夢に井に落つるを見れば、官及び病を憂ふ」、「夢に虎に騎るを見れば、官事を憂ふ」、「夢に赤蛇を見る者は、病を憂ふ」など。こうした夢の事例は、当時の動揺した社会や頻発する疾病などが人々の心に影響を与えたことを示している。

⑤ 『新集周公解梦書』完本

『新集周公解梦書』は歴代の史志に著録がなく、『敦煌遺書』伯3908と斯5900の二巻に残っているだけである。伯3908は貴重な完本である。現存の夢書の中で完本はこれのみである。斯5900にあるのは、序と第一章の十三条の占辞のみである。

『新集周公解梦書』は、『新集』と名づけられ、また序にも『周公解梦書』二十余章を纂録するに因りて」とあり、『周公解梦書』よりも後の書であることは確かである。ただ、両書は編成が異なるばかりか、本文もかなり異同がある。『新集周公解梦書』「天文章第一」の十五条の占辞のうち、『周公解梦書』にもとづくのは三条のみ、『新集周公解梦書』「地理章第二」の十二条の占辞のうち、『周公解梦書』「地

理章第二」にもとづくのは二条だけで、同類の占辞を比べても、同じものは少ない。よって、『新集』とはいうものの、『周公解梦書』の単なる拡大版ではなく、他の多くの占夢書を参照し、大量の占辞の中から新たに選んで配列し、さらに、表現を変えたりしている。いわば、『纂録』してできた新しい夢書である。本書の分段や表現が整然と統一されているのもそのためである。

『新集周公解梦書』には明らかな思想的特徴がある。それは儒仏道三教を合一しながらも道教を主とする点である。序で書の主旨を明らかにして言う、

夫れ人生れて世に在るや、四大を記（以）て形を立て、五常を稟けて之（以）て性を養ひ、三魂後に従ひ、六魄先に於てす。夢は是れ神の游、彷彿に依附し……

「四大」は仏教語で、「五常」は儒教の語、「三魂六魄」は道教の語である。三家の理論を総合して夢を論じている。本文には、「仏道音楽章第八」があり、「夢に仏を礼するを見て、人力を貴ぶを得たり」、「夢に金剛を見て、人力の助けを得たり」、「夢に神廟を見る者は、先人食を求むるなり」、「夢に道士を見る者は、変の起くる有り」などの占辞が見えるが、どれも仏教を重視している。ただ、「夢に僧尼を見れば、百事合はず」の条のような、仏教を諷っている占辞もある。こうした特徴は唐代の思想や文化の反映であろう。李氏による唐王朝は、老子李耳をその先祖とした。武則天が統治した半世紀を除き、ずっと道教が最高の位置を占めていた。また同時に、儒教は封建制度をささえる思想的基盤とされ、仏教も重視された。それで、『新集周公解梦書』

ができたのは唐代と考えていいだろう。ただ、作者については推断するだけがない。

『新集周公解梦書』は本文が二十三章よりなるが、特異な箇所もある。第一章から第十八章までは、他の夢書と同様に、夢の内容によって占辞を分類し配列している。ただ、第十九章「十二支日得夢章」、第二十章「十二時得夢章」、第二十一章「建除満日得夢章」など、どれも夢を見た時日によって夢を占うもので、他の夢書と大きく異なる。もちろん、これは『周礼』の「日月星辰を以て夢を占ふ」方法とは異なり、世に伝わる五行を夢占いに取り入れたものである。何月何日何時に夢を見たとして、その時間によって夢を占うのか、夢の内容によって占うのか見当がつかない。二つの占いが同じならまあよいとして、違ったならどうするのか。おそらく、それを選ぶ権利は占う側において、夢を見た者はおとなく従うしかない。

『新集周公解梦書』の終りの二章は、悪夢を防ぐタブーと悪夢を祓う呪符が列記され、道教的な内容になっている。もっとも、夢に関するまじないは道教でも仏教でもなく、世俗のものである。

⑥『占夢書』残卷

『敦煌遺書』斯620には夢書の残卷があるが、ばらばらで作者の名もない。原名は『解梦書』。他の写本、例えば、伯2829と斯2222(2)にはもともと『解梦書』と名づけられているが、斯620は、これら二巻とも、また『周公解梦書』や『新集周公解梦書』とも大きく異なる。それらと区別するため、いまこれを仮に『占夢書』と名づける。

『占夢書』の紙幅はかなり多い。敦煌遺書中の夢書の残卷および完本の中で、この写本は細目も占辞も最も多い。この書は「篇」によって編成され、残卷は「水篇第二十四」から、火篇、橋道門戸篇、五色禽鳥篇、魚龜篇、猪羊篇、龍虫篇、群獸篇、飛虫篇などや、墳墓棺槨篇、文武職官篇、沐浴篇、形傷篇、刑罰篇などから「飲食篇第四十三」に至るまでで、まだ続きがあるように思われる。ざっと計算してみても、残卷中の篇だけでも、四百三十余りの占辞がある。篇名もばらばら、占辞もやたらに多いことから、多くの夢書の内容を吸収し総合したものと分かる。従って、斯620はおそらく『新集周公解梦書』の後にできたものであろう。

『占夢書』は内容的には、道仏二家を対等な立場で兼備する。「仏法仙篇第四十」に、「夢に老子を見れば、人の念ふ所と為る」、「夢に師僧を見れば、弘福大吉なり」とある。^[1]宋代文化を反映しているのか、『新集周公解梦書』が道教に偏向しているのとは違っているのか、『新

宋史』芸文志に王升縮『占夢書』十巻の記載がある。斯620はこの夢書の残卷で、さらに考証する価値がある。

原注

- (1) 『漢書』芸文志・数術略・著龜を参照。
- (2) これらは皆、『敦煌遺書』伯3105を参照。
- (3) 本書の附録二の第四、六、三六を参照。
- (4) 本書の附録二の第六六を参照。
- (5) これらは皆、『敦煌遺書』伯3105を参照。
- (6) これらは皆、『敦煌遺書』伯3281を参照。
- (7) (8) 『敦煌遺書』伯3685。
- (9) (10) (15) 『敦煌遺書』伯3281。

- (11) (12) (16) (17) 『敦煌遺書』伯3105。
 (13) (14) (18) 『敦煌遺書』斯620。
 (19) 『真西山集』十一経問対および『周官集伝』に引く歐陽謙と鄭鏐の説を参照。
 (20) 『晏子春秋集釈』内篇雜下六を参照。
 (21) 『晋書』東哲伝を参照。
 (22) 『史記』五帝本紀の正義の文より引用。
 (23) (25) 『漢書』芸文志・条理を参照。
 (24) 『法苑珠林』卷六二。

補注

- [1] ともに、『易』説卦伝。
 [2] 『易』大壮および泰、帰妹。
 [3] 『易』乾。
 [4] 原注(6)に、「これらは皆、『敦煌遺書』伯3281を参照」とするが、第一三の条は、『敦煌遺書』斯2222に所収。
 [5] 原注(9)(10)に、『敦煌遺書』伯3281」とするが、この二条は、『敦煌遺書』斯2222に所収。
 [6] 原注(19)に『真西山集』十一経問対とあるが、『十一経問対』五巻は元の何異孫撰で、巻五「周礼」に「問三夢如何。対曰、致夢者夏后氏夢書、簡夢者、殷人夢書、咸陟者周人夢書」とある。また、元の毛応龍撰『周官集伝』巻七の「三夢の法」の条に、「歐陽謙之曰、三夢之法、皆占夢之書也」とあり、「其経運十其別九十」の条に鄭鏐の言を引き「故三夢占書名之曰運」と記す。
 [7] 引用の五条のうち、第一条が、原文は『芸文類聚』巻九一に見えるところが、正しくは『太平御覧』巻九一八。
 [8] ここに挙げられた三条は、それぞれ『太平広記』巻二七六、二七六、二七七に収録する。
 [9] ②②の書は、『四庫全書総目提要』巻一一一術数類存目二に見える。原文に「非周秦占夢古法」とあるのは、「周官占夢其法不伝」の誤写であらう。
 [10] 正しくは『別解夢書』鄭炳林『敦煌写本解夢書校録研究』（民族出版社、二〇〇五年）を参照。
 [11] 2222(2)の(2)は「背(裏)」の意。また、(1)は「正(表)」の意。
 [12] 注に『呉録』を引き、「宋寿の占夢、十に一も失せず」と記す。

- [13] ここに引く九条のうち、前半の七条は伯3685、残りの二条は斯2222(1)に見える。
 [14] 原文の「弘福大吉」について、鄭炳林が前掲書二八八頁の注「253」で、「劉録作『夢見師僧、弘福大吉』、誤。拋原卷校正」と言及し、「諸仏守護」に改めている。

(立命館大學文學部非常勤講師)